

## 投げ銭サービスの構築・導入に係る留意点

弁護士 村上 諭志  
弁護士 白澤 光音  
弁護士 鈴木 和貴

### Question

- ① COVID-19 の感染拡大によりイベント等のオンライン配信が増加することに伴い、いわゆる投げ銭サービスを提供することができるプラットフォーム(PF)を構築したいと思います。どのような点に留意すべきでしょうか。
- ② 自社コンテンツを他社提供の投げ銭 PF において配信し、投げ銭を受けたいと思います。どのような点に留意すべきでしょうか。

### Answer

- ① 投げ銭サービスにおいて、ユーザーが拠出した投げ銭を単純に出演者に送金する場合には、当該送金行為が銀行法・資金決済法で規制される「為替取引」に該当する可能性が高く、資金移動業の登録を受ける必要が生じます。しかし、資金移動業の登録は、長期間を要すること、登録後も厳格な規制に服することなどから、容易な選択肢ではありません。  
かかる状況を受け、近時の投げ銭サービスは、より規制が緩やかな前払式支払手段(資金決済法第3条第1項)の仕組みを用いることが多いのですが、この場合には、購入したポイント等を一度アイテムに交換する点や、アイテムの内容と払い込まれた金銭の対価性等に留意してサービスを設計する必要があります。
- ② 前述のとおり、投げ銭 PF は採用するスキームにより適用される規制が異なるため、他社提供の PF の適法性を確認する必要があります。確認を怠ると、当該 PF が違法と判断された際などに、サービス提供が停止されるリスク等を負う可能性があります。

## 1. はじめに

---

近年、動画配信プラットフォーム（以下「PF」といいます。）を中心として、同PF上で配信されるコンテンツの視聴者等（以下「ユーザー」といいます。）が、当該コンテンツの配信者等（以下「出演者」といいます。）に対して、任意に金銭又は有償のアイテム等を送付することができるサービス（以下「投げ銭サービス」といいます。）が注目を集めていました。

こうした投げ銭サービスは、COVID-19の感染拡大によりイベント等のオンライン配信が増加した昨今において、リアルイベントでチケット収入が見込めなくなったイベント主催者やスポーツクラブ等から、新たな収益源として、より一層注目されるようになりました。

投げ銭サービスの提供にあたっては、その仕組みに応じて、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます。）に基づく法規制が課される可能性があり、同法の規制に準拠してサービス提供を行おうとする場合には、大別すると、(i)資金移動業（資金決済法第2条第2項）の登録を受けてこれを実施するスキーム（以下「資金移動業スキーム」といいます。）、又は(ii)前払式支払手段（資金決済法第3条第1項）の自家型発行者（資金決済法第3条第6項）として、（必要に応じて）届出を行うことによりこれを実施するスキーム（以下「前払式支払手段スキーム」といいます。）のいずれかの方法を採用することとなります。

仮に、これらの規制に関して必要となる措置を講じないまま投げ銭サービスを提供するPF（以下「投げ銭PF」といいます。）を新たに構築し、サービスを提供してしまったような場合には、資金決済法に違反するものとして、規制当局から処分を受ける可能性が生じます。あるいは、自社コンテンツを他社が提供する投げ銭PFにおいて配信したうえで、当該投げ銭PFのユーザーによる投げ銭により収益を上げようとする場合において、投げ銭PFが法規制に違反し、規制当局から指摘を受けたようなときに、それ以降当該投げ銭PFの利用ができなくなるという状況が生じ、これにより配信サービスの一時停止を余儀なくされ、ビジネスが停止するとともに、当該投げ銭PFと接続するために実施したシステム開発コスト等が無駄になるという影響が生じます。そうすると、いずれの立場に立つ場合であっても、これらの規制が適用されることを念頭に置いたうえで、投げ銭PFが法規制を遵守できているかを十分に検討する必要があります。

## 2. 投げ銭サービスのスキーム選択における留意点

---

### （1）投げ銭の資金決済法上の位置付け

「投げ銭」という言葉は、もともと、大道芸人などに投げ与える銭を指すものでしたが<sup>1</sup>、これが転じて、現在では、インターネット上においてユーザーが出演者に対して直接又は間接的に送金する行為も指して用いられるようになりました。

資金決済法の規制に準拠して投げ銭サービスを提供しようとする場合に取りうるスキームは、前述のとおり資金移動業スキームと前払式支払手段スキームですが、このうち、資金移動業スキームは、ユーザーが出演者に対して、金銭を直接送付する方法により、投げ銭を実施します。また、前払式支払手段スキームは、ユーザーが投げ銭PF上においてPF運営者等から有償のアイテムを購入し、これを利用する<sup>2</sup>こ

---

<sup>1</sup> 新村出編『広辞苑 第七版』（岩波書店、2018）

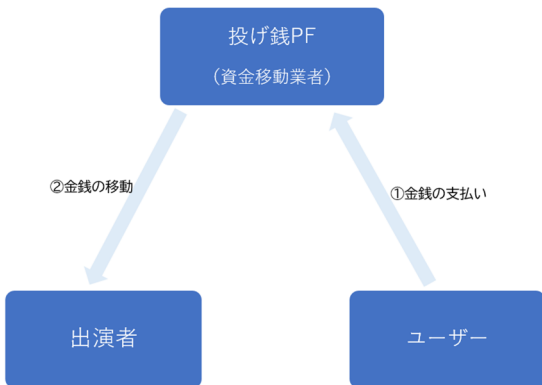
<sup>2</sup> この場合のアイテムの利用方法としては、配信者が表示されている画面上に画面エフェクトを生じさせるといったものが多いように見受けられます。

とによって、当該有償アイテムの購入にユーザーが充てた金銭の一部を、PF 運営者から出演者に対して分配するという方法により、投げ銭を実施します。以下では、これらのスキームをより敷衍して検討します。

## (2) 資金移動業スキーム

前述のとおり、資金移動業スキームによって投げ銭サービスを提供しようとする場合には、ユーザーから配信者への直接送金という方法が取られます。これを図示すると、**図表 1** のようになります。

図表 1 資金移動業スキーム



このような送金行為（換言すれば、商品の売買や役務の提供の代価の弁済として実施するものではない、単純な送金行為）は、銀行法・資金決済法により規制される「為替取引<sup>3</sup>」（銀行法第 2 条第 2 項第 2 号、資金決済法第 2 条第 2 項）に該当する可能性が高いと考えられます。為替取引を用いるスキームにより投げ銭 PF を構築し、サービスを提供するためには、資金移動業の登録（資金決済法第 37 条）を受けることが必要となりますが<sup>4</sup>、資金移動業の登録にあたっては、以下に詳述するように、ア）登録要件及び手続のハードルが高いことや、登録を受けた後においても、主要な規制として、イ）ユーザーに対する取引時確認義務が課されること、ウ）前払式支払手段と比較した場合に、より厳格な供託義務が課せられることなどといったハードルがあり、実務的には、資金移動業スキームを採用することは容易ではないと考えられます。

### ア 登録要件及び事前相談手続

資金移動業の登録を受けるためには、資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎を有しないこと（資金決済法第 40 条第 1 項第 3 号）、資金移動業を適正かつ確実に遂行する

<sup>3</sup> 「為替取引」の法律上の定義はありませんが、最三小決平成 13 年 3 月 12 日（最高裁決定）は、為替取引の意義について、『為替取引を行うこと』とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう」と判示しています。

<sup>4</sup> 銀行も為替取引を行うことはできるものの、銀行には厳格な業務範囲規制（銀行法第 10 条）が課されていることから、実務的には、銀行が投げ銭 PF を構築し、サービス提供を行うことは困難と考えられます。

体制が整備されていないこと（同項第4号）、資金移動業に課される規制を遵守するために必要な体制が整備されていないこと（同項第5号）等の、資金決済法第40条第1項各号に掲げる事項に該当しないことが必要となります<sup>5</sup>。

また、資金移動業の登録に係る期間については、標準処理期間は2ヶ月（資金移動業者に関する内閣府令第42条第1項）と規定されているものの、実務的には、上記登録拒否要件に該当するか否かについて、規制当局たる金融庁や各財務（支）局等が確認するプロセスとしての事前相談を行う必要があります。むしろ、標準処理期間よりも、こちらの手続に相当程度の期間にわたる対応が必要となるのが一般的です。例えば、資金移動業者よりも規制が相対的に緩やかな類型である前払式支払手段発行者（第三者型<sup>6</sup>）の登録（資金決済法第7条）に関しては、金融庁の公表資料<sup>7</sup>によれば、事前相談のみで概ね3ヶ月から4ヶ月程度、その後の標準処理期間として概ね1ヶ月から2ヶ月程度の期間を要するものとされています。前述のとおり、資金移動業は第三者型発行者よりも厳格な規制に服することとなりますので、一般論としては、それだけ事前相談における審査もより厳格になるものと考えられます。そのため、資金移動業の登録の事前相談の期間が上記前払式支払手段（第三者型）よりも長期にわたる可能性は十分にあるため、資金移動業スキームで投げ銭PFを構築しようとする場合には、この事前相談の期間についても、ローンチまでのスケジュールにおいて織り込んでおく必要があります。

#### イ 取引時確認義務

資金移動業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律にいう「特定事業者」（同法第2条第2項第30号）に該当し、また、為替取引を反復継続して行うことを内容とする契約は「特定取引」（同法施行令第7条第1項第1号ナ）に該当することから、かかる取引を実施する場合には、同法に定める「取引時確認」（同法第4条第1項）を行う必要があります。この取引時確認として行うべき行為は、本人特定事項（氏名、住所、生年月日）、取引を行う目的及び職業の確認と、本人確認書類等の確認であり、後者については、一般には免許証等の画像のアップロードと、当該免許証等に記載の住所への転送不要郵便の送付といった方法か、あるいは、近時の改正によって許容されることとなった、スマートフォンの写真撮影機能を使用した方法により行われます。これらの取引時確認については、その完了までに数営業日を要することも少なくないことや、写真のアップロード等一定の負担を伴う行為をユーザーに依頼することとなることから、結果として、ユーザーの離脱率を上げてしまうという結果をもたらすことが多く、サービス普及の妨げになる場合があります。

#### ウ 供託義務

---

<sup>5</sup> 資金移動業に限らず、例えば金融商品取引法上の金融商品取引業者なども含め、一定の行為を業として行うことについて「登録」が求められているものについては、一定の登録拒否要件が示され、これに該当しなければ、原則として登録が実施されるという建付けとなっています。登録の「拒否」の要件であることから、例えば「財産的基礎を有していないこと」といった消極要件の形で記載されていることから、本文においても、「～していないこと」という記載となっています。

<sup>6</sup> 交通系ICカードのように、大要、発行者以外の者に対する商品の購入又は役務の提供の代価の弁済に用いることができるものを指します。本稿において解説する前払式支払手段スキームにおいて用いられる前払式支払手段（自家型）の発行に課される規制が届出（資金決済法第5条）であることと異なり、前払式支払手段（第三者型）は発行に際してあらかじめ登録（同法第7条）を受ける必要があります。

<sup>7</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20161213-3/02.pdf>

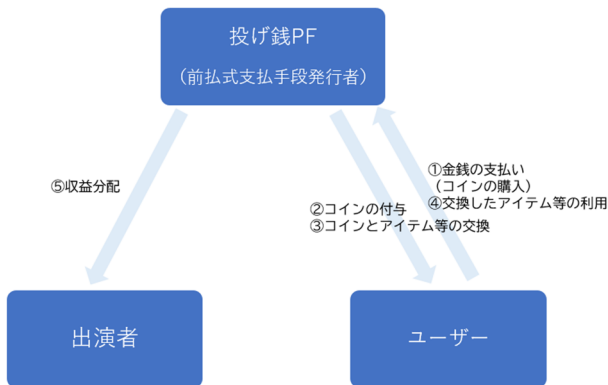
資金移動業者は、1週間ごとに、送金途中にあり滞留している資金の100%以上の額（1000万円を下回る場合は1000万円）を履行保証金として供託する義務を負います（資金決済法第43条、資金移動業者に関する内閣府令第11条第1項）。この供託義務を負うことによって、一定の金銭を別途調達する必要が生じることから、その調達コストも、投げ銭PFの提供者にとっては負担となります。

以上のように、資金移動業スキームは、純粋な送金行為を行うことができるというメリットはあるものの、登録を受けるにあたってのハードルの高さや、資金移動業者として過大な義務を負うことに鑑みると、容易に選択できる手段ではないといえます。

### （3）前払式支払手段スキーム

前払式支払手段スキームでは、前払式支払手段ユーザーが投げ銭PF上において投げ銭PFの運営者等から有償のアイテムを購入し、これを利用することによって、当該有償アイテムの購入にユーザーが充てた金銭の一部を、投げ銭PFの運営者から出演者に対して分配するという方法により、投げ銭を実施します。これを図示すると、**図表2**のようになります。

図表2 前払式支払手段スキーム



前払式支払手段スキームにおいては、有償アイテムの購入に先んじて、当該アイテムの代価の支払いのために購入するPF上で使用できるコイン等をユーザーが購入し、これを有償アイテム購入の代価に充てるという方法が採用されることが多く、この場合、当該コインが前払式支払手段（資金決済法第3条第1項）に該当します。

前払式支払手段には、自家型前払式支払手段と第三者型前払式支払手段の2つの種類があり、前者については、発行者又はそのグループ会社などの密接関係者といった、一定の範囲内の者との間の取引に係る代価の弁済にのみ用いることが可能なものです。他方で、後者については、取引の相手方に制約はなく、より広い範囲で使用することができます。投げ銭PFの有償アイテムは、通常、前払式支払手段の発行者から購入することになると考えられますので、前払式支払手段スキームを採用して投げ銭PFを構築する場合には、自家型前払式支払手段を利用してこれを行うことになると考えられます。自家型前払式支払手段を発行する場合には、主に以下の規制を受けます。

#### ア 基準日未使用残高が 1000 万円を超えた場合の届出

自家型前払式支払手段の発行については、事前の登録・届出は不要となっており、基準日（毎年 3 月 31 日と 9 月 30 日）において、基準日未使用残高が 1000 万円を超えた場合に初めて、当該基準日の翌日から 2 ヶ月以内に、所管する財務局の財務局長に対して届出を行う義務が生じます（資金決済法第 5 条第 1 項、前払式支払手段に関する内閣府令第 9 条）。そのため、前述のとおり、資金移動業や第三者型前払式支払手段の発行にあたってあらかじめ登録が必要なケースと異なり、自家型前払式支払手段の発行にあたっては、発行を開始する時点におけるハードルは低いこととなります。

#### イ 供託義務

自家型前払式支払手段にあっても、資金移動業と同様に、供託義務が課されることとなります。しかし、供託の要件は、基準日未使用残高が 1000 万円を超える場合に、当該基準日における未使用残高の 2 分の 1 以上の額を発行保証金として供託するというものであり（資金決済法第 14 条第 1 項、資金決済に関する法律施行令第 6 条）、算出サイクルが半年に一度であるということや、供託額も基準日未使用残高の 2 分の 1 で足りるなど、資金移動業と比較する場合に、緩やかな規制となっています。

#### ウ 適用除外

さらに、前払式支払手段には、重要な適用除外があり、有効期間が発行の日から 6 ヶ月未満の前払式支払手段については、資金決済法上の規制の適用が除外されます（資金決済法第 4 条第 2 号、同法施行令第 4 条第 2 項）。そのため、ユーザー利便の観点ではデメリットとはなりますが、有効期限を前述のとおり 6 ヶ月未満とする旨を利用規約等で定めることによって、前述の各規制の適用を回避することも可能となります。

### （４）小括

以上のとおり、投げ銭サービスを行うためのスキームの構築にあつては、採用するスキームによって異なる規制が課されること、及び当該規制で遵守すべき事項は何か、あるいは、当該スキームで許容される行為は何か（例えば、資金移動業スキームは、遵守すべき規制は厳格ではありますが、直接的な送金ができるというメリットがあります。他方で、前払式支払手段スキームは、単純な送金が許容されないからこそ、次項で述べる点につき留意する必要があります。）といった点を考慮して、最終的にいずれのスキームにより実施するかを検討する必要があります。

これまで言及した資金移動業、自家型前払式支払手段及び第三者型前払式支払手段の特徴並びに金融庁により公表されている登録又は届出がなされている業者数をまとめると、**図表 3**のとおりとなります。

図表3 各スキームの特徴

名称	許認可	払戻し可否	取引時確認	単純な送金	供託額	業者数 (※)
資金移動業	登録	可	要	可	全額	75
第三者型 前払式支払手段	登録	原則不可	不要	不可	半額	937
自家型 前払式支払手段	届出	原則不可	不要	不可	半額	1026

(※2020年7月31日現在)

### 3. 前払式支払手段スキームによる場合の留意点

これまで述べてきたとおり、前払式支払手段スキームを採用する場合には、比較的緩やかな規制に基づきサービスの提供を開始することが可能です。しかしながら、前払式支払手段スキームには、次のような制約条件があり、これらの点を看過してサービスを提供してしまうと、前払式支払手段スキームとして提供することを意図して投げ銭PFを構築したにもかかわらず、サービスの仕組みや利用規約等の内容次第では、投げ銭が「為替取引」に該当すると判断される可能性もあります。かかる場合、無登録で銀行業である「為替取引」（銀行法第2条第2項第2号）を行ったことになり、銀行法第4条第1項に違反するものと評価され、金融庁をはじめとする行政当局から指摘を受ける可能性があるため、十分に留意する必要があります。

#### (1) 実質的に前払式支払手段を介した送金にならないようサービスを構築すること

前払式支払手段の払戻しは、法令で定められた場合を除き、原則として禁止されています（資金決済法第20条第5項）。これは、いったん前払式支払手段に転換した金銭等について、前払式支払手段の形で第三者に対して譲渡したうえで、これを当該第三者が払い戻すようなことがあった場合には、前払式支払手段を媒介として、実質的には為替取引、すなわち隔地者間で直接現金の輸送を伴わない資金の移動を行っているものと評価される可能性があります。

投げ銭PFにおいても、例えば、図表2とは異なり、ユーザーが購入した有償アイテムを直接出演者に対して送付することができ、かつ当該出演者がその払戻しを受けられるようなスキームを構築してしまった場合には、前述の例と同様に、為替取引と評価される可能性が生じます。かかる観点からすると、利用規約において前払式支払手段の払戻しができないことを明記することはもちろんですが、あくまでユーザーが購入する前払式支払手段は投げ銭PF内で使用することができる有償アイテムの購入に充てられるものであること、及び当該有償アイテムは投げ銭PF内で利用されることにより消費されるものであるということを明確化しておくことが必要であると考えられます。この「消費」とは、例えば、投げ銭PF内において有償アイテムを利用することにより、出演者の映像にかぶせて画面エフェクトが発生するなどの演出が得られるといった効用を得られるというサービスの形で提供することが考えられます。



## （２）有償アイテム購入時における対価性の確保

また、ユーザーが購入した有償アイテムが、前述のようにこれを使用することにより画面エフェクトが生じるといった効用が得られるものであるとした場合において、例えば、100 コインの有償アイテムと、10000 コインの有償アイテムが同様のエフェクトしか得られないような場合には、その差額である 9900 コインの差を説明することができず、その部分が贈与（民法第 549 条）と評価されてしまうリスクがあり、あるいは、当該差額分について実質的に送金を実施しているのではないかという疑義が生じる可能性があります。そのため、有償アイテムについて複数の種類を設け、かつ価格にも差異を設けるような場合には、当該価格の差異に応じて、例えば当該アイテム利用時の画面エフェクトを価格が高いものの方についてより派手にするといった措置を講じるなどして、当該価格差に合理性を持たせることが必要であると考えられます。

## （３）出演者に対する収益分配の留意点

さらに、投げ銭 PF から出演者へ収益分配として金銭を支払う際にも留意が必要です。投げ銭 PF からの収益分配という形式であっても、出演者が受けた投げ銭の金額がそのまま出演者に支払われる場合のみならず、出演者が受けた投げ銭の金額のみで収益分配が決定される場合（例えば、出演者への収益分配を、当該出演者が受けた投げ銭の金額から 3 割差し引いた金額とする場合）には、経済的効果としては、ユーザーが出演者に送金するにあたって投げ銭 PF が決済手数料を差し引いていることと同様であることから、「為替取引」に該当すると判断される可能性が否定できないように思われます。

そこで、出演者への収益分配は、受けた投げ銭の金額のみで決定するのではなく、例えば視聴時間、視聴回数、ユーザーからの評価等の要素も考慮して決定するのが望ましく、出演者との配信規約等においても、収益分配が投げ銭の金額のみで決定されると解釈されない内容の規約にする必要があります。

## 4. 他社提供の投げ銭 PF を利用して自社コンテンツの配信をする場合の留意点

---

### （１）適法性確認の必要性

前述のとおり、投げ銭 PF は採用するスキームにより適用される規制が異なるため、他社が提供する投げ銭 PF において自社のコンテンツを配信し、投げ銭を受ける場合には、当該投げ銭 PF が適法であるかを十分に検討する必要があります。

仮に確認を怠り、当該投げ銭 PF が違法と判断された際には、自社コンテンツの配信が停止されたことで収益が得られないリスクのみならず、違法な投げ銭 PF を利用したことによるレピュテーションリスクを負う可能性があります。また、違法な投げ銭 PF を利用するために費やしたシステム接続のための費用が無駄になり、追加費用の支出を余儀なくされる可能性もあります。

そこで、これらのリスクを回避するため、他社の提供する投げ銭 PF において自社コンテンツを配信する場合には、自社コンテンツを配信しようとする事業者の立場においても、利用する投げ銭 PF の適法性を確認すべきと考えられます。

### （２）確認のポイント

前述のとおり、投げ銭サービスには、資金移動業スキームとして提供されるもの又は前払式支払手段スキームとして提供されるものの双方が考えられます。



そのため、まずは、当該投げ銭 PF の提供者が、いずれのスキームを想定して投げ銭 PF を構築しているか、かつ当該投げ銭 PF の適法性に係るロジックを確認する必要があります。また、投げ銭 PF の運営者から受けた説明と、当該投げ銭 PF の運営者が用意する利用規約等に齟齬がないかどうかについても、併せて確認することが必要であると考えられます。

## 5. 結語

---

本稿では、投げ銭サービスのスキームとして、資金移動業スキーム及び前払式支払手段スキームを紹介しました。今後、COVID-19 の感染拡大が進行するような場合には、リアルイベントが開催できないことに起因する収益の減少を避けるために、投げ銭 PF がより拡大することも大いにありうるのではないかと考えられます。本稿が、そのような場合において、適法性の確認に係る検討の一助になれば幸いです。

以上